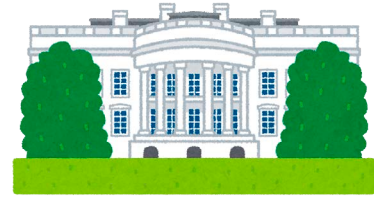


(第17回) 米国における知的財産に関する 統計情報 ～10年を振り返って～



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所所長
蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

1. はじめに

私はワシントンD.C.の冬を今年初めて経験した。夏の蒸し暑さに驚いたものだが、冬も想像とは異なり、氷点下になる日もあり寒かった。緯度は日本の東北地方辺りになるので、寒いのは当然なのかもしれない。東京と同様に夏は湿度が気になったが、冬は湿度も下がり、空気が澄んでいるように感じられた。そのため、夜にはランドマークとなる建物が放つ光も強く、より美しい景色を作り上げている印象を受ける。

ワシントンD.C.の春といえば、Tidal Basinを彩る桜並木である。しかし、桜の開花時期は年によって全く異なるようである。私は過去に桜のピーク(平均的には3月末)を狙って2回ワシントンD.C.旅行を計画したものの、1回目のチャレンジでは遅すぎて桜が散っており、2回目のチャレンジでは早すぎて花が開かなかったという苦い思い出となっている。毎年「National Cherry Blossom Festival」が開催されているが、この開催時期と桜の開花時期とがきれいに重なるかどうかを楽しみである。

2. 米国の統計情報

今号では、知的財産に関する統計情報を眺めていきたい。米国の会計年度は10月から9月までであり、米国特許商標庁(以下、USPTO)は、会計年度単位の統計情報をウェブサイトで公開している¹。同サイトにおいて、特許に関しては暦年の情報も掲載されており、会計年度単位での情報分析に加えて暦年単位での情報分析が行われることも珍しくない。公表される統計情報は、過去分でも更新される

図1 ワシントン記念塔の夕景



場合がある。2023年12月に取得したデータを基本的には利用しているが、誤差が含まれ得る点に注意する必要がある。

私が過去に米国に滞在していた時期は、America Invents Act (AIA) が成立し、その施行を控えて説明会などが行われている状態であった。その後、10年以上が経過しており、米国における知的財産システムを取り巻く環境も少しずつ変化してきた。そこで、2023年度(2022年10月～2023年9月)の統計情報が入手できた今、直近の10年間を対象として統計情報を眺めていきたい。

なお、図2以降に示されるグラフは、別途断りがない限り、上述のUSPTOから提供された統計情報に基づいて作成されている。

(1) 特許

米国における特許出願件数と、特許審査の状況の推移は、図2、図3に示されるとおりである。特許

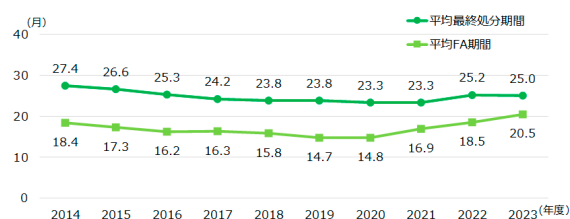
1 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/statistics>

出願件数は、新出願と継続審査請求（Request for Continued Examination：RCE）との合計では、この10年間で約60万件が維持されており、大きな変化は見受けられない。出願件数と比較すると、最終処分件数の変化が大きく、結果として、図3に示される審査期間、すなわちFA（ファーストアクション）期間、最終処分期間ともに、近年では長期化する傾向が見られている。

図2 米国における特許出願件数と最終処分件数



図3 米国における特許審査期間



審査期間に直接影響するのは、まず審査官数であると考えられる。USPTOの審査官数は、2015年度には8,800名程度まで増えたが、2016年度には8,000名程度まで急減し、その後7,800～8,200名程度で推移している。審査官数と最終処分件数との間に明確な相関関係は認められなかったため、別の要因も検討したい。

米国では、最終拒絶された後であっても、追加的な書類提出などにより拒絶理由を解消させるべく、継続審査請求をすることができる。かつてはUSPTOから提供される特許出願の統計情報は新出願と継続審査請求との合計値であったが、2016年度以降、個別の統計値も報告されているため、出願件数の推移として図4に示した。グラフから明らかとなり、近年では継続審査請求が減少し、新出願の割合が相対的に増加する傾向にある。審査官は、継続審査請求の審査においては、それまでの審査週

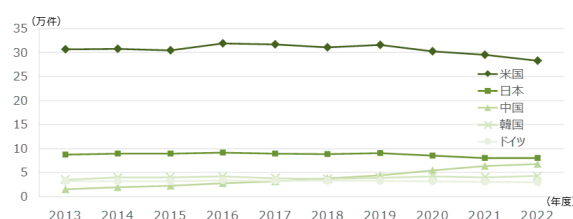
程で利用した情報を利用できるため、新出願に比較して少ない労力で審査を進めることができると考えられる。したがって、新出願と継続審査請求との割合の変化も、USPTOの審査期間の長期化に影響を及ぼしている可能性がある。

図4 特許の新出願と継続審査請求との出願件数推移



次に、出願人国籍別の出願件数の推移も確認しておく。図5は、出願件数上位の5カ国の特許出願件数を新出願と継続審査請求との合計値として示したグラフである。米国出願人からの出願件数は、近年では減少傾向にあり、また、外国出願人としてはNo.1の地位を維持している日本出願人からの出願も減少傾向にある。その一方で、中国出願人からの出願件数は着実に増加しており、いずれは日本出願人からの出願件数を超えるような勢いが感じられる。翻訳を伴う外国からの出願の審査は、技術理解などで困難が高まる恐れもあるので、外国出願人からの出願の増加も、USPTOの審査期間の長期化に影響を及ぼしている可能性がある。

図5 出願人国籍別の特許出願件数推移



(2) 意匠

米国では意匠がDesign Patentという形で保護されているが、意匠単独での統計情報も提供されている。ただし、意匠の審査期間に関するデータは提供されていないなど、特許や商標と比較すると意匠関連情報は少ない。意匠の出願件数と審査の最終処分件数は図6に示されるとおりであり、直近の3年間

は大きな変化がないものの、増加傾向にあったことが分かる。

この10年間で大きなインパクトがあったのは、Apple v. Samsung事件であろう。USPTOは、意匠の重要性を認識しており、2024年1月からは意匠専門の代理人を設けることを決定した。これは、工業デザインなどの特定の学位を有する者にも代理人としての登録試験（Patent Bar Exam）の受験資格を与えるものであり、同学位で試験に合格した者は、意匠の代理人業務のみを実施することができる。専門性の高い代理人の活躍により、出願の品質や審査官とのコミュニケーションの質がさらに高まり、より高いレベルで意匠権の設定などが行われることが期待される。

図6 米国における意匠出願件数と最終処分件数



(3) 商標

米国における商標出願件数（区分数単位でカウント）は、図7に示されるとおり、この10年間で大きく増加している。増加の要因の1つとして挙げられるのは、オンラインマーケットに参入する企業の増加である。そして、米国における出願増加に大きく影響を与えているのが中国からの出願である。中国出願人による商標出願は、この10年で10倍以上にまで増加している。そして、図7と図8とを並べてみると、米国全体での出願件数の推移と中国からの出願件数との間に類似の傾向があり、特に2021年度の出願件数の急増に中国の影響があることが推測される。COVID19のパンデミックにより電子商取引の活性化、中国からの出願の急増、そして2021年度内に実施された料金値上げなどの相乗効果により、2021年度の出願件数が突出している。また、この頃から商標出願において、商標の使用に関する証拠書類が適正に提出されない、米国代理人による

名義貸しが行われるといった問題が発覚したため、USPTOは厳しい制裁措置を行った。USPTOの取り組みが有効に働いたのか、電子商取引に要する商標登録が一段落したのか、様々な要因があるとは考えられるものの、この数年は、商標出願件数が落ち着いているように思われる。

図7 米国における商標出願件数とファーストアクション件数

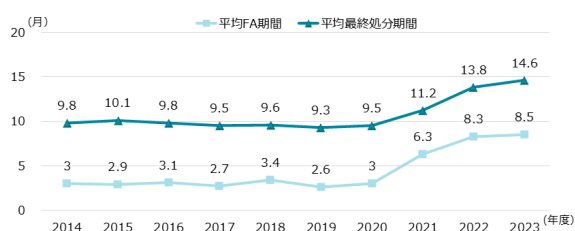


図8 米国における日本と中国からの商標出願件数



商標出願件数が直近の10年間で1.6倍程度にまで増加しているため、USPTOは、審査期間を長期化させないように様々な施策を講じてきた。2014年度末には429名だった商標審査官は、2023年度末までに756名まで増員されている。しかしながら、図8に示されるとおり、2020年度から2021年度にかけて審査期間が大幅に長期化し、その後も審査期間は長期化する傾向にある。図7は出願件数とFA件数とを並べているが、出願件数が急増するとFA件数との間に大きな乖離が生じる。この乖離が滞貨となって翌年度以降に積み上げられるため、それ以降の審査期間は長期化することになる。2023年度は、4年ぶりに出願件数を超えるFAが行われているため、この傾向が維持されれば、審査期間は次第に短縮されるはずである。USPTOは商標関連のシステムを更新するなどして審査環境の改善にも取り組んでいるので、その効果も期待されるところである。

図9 米国における商標の審査期間の推移



(4) 裁判

この10年で大きく変わったのは特許訴訟の傾向ではないだろうか。これには、PTAB (Patent Trial and Appeal Board: 特許審判部) によるレビュー制度の導入などを行ったAIAが寄与するところもあるし、連邦政府や最高裁判所などが重要な判断を示したことも影響していると考えられる。まずは、特許訴訟件数の推移を眺めてみたい。なお、特許訴訟に関する統計情報は、Unified Patentsのウェブサイト²から入手したものである。

図10 PTABへのIPR請求件数と連邦地裁への特許訴訟提起件数の推移



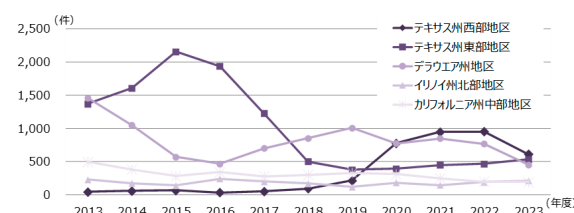
まず、10年前に大きな問題となっていたのは、特許権をマネタイズすることを主目的とする者による訴訟提起件数の増加であった。当該者は、特許発明を自ら実施しない者という意味でNPE (Non-Practicing Entity) と呼ばれることもあれば、積極的に特許権を行使する者という意味でPAE (Patent Assertion Entity) と呼ばれることもあり、特にその権利行使が濫用的である場合にはパテントトロールという表現で呼ばれることもあった。濫用的な権利行使とされるケースでは、有効性が疑わしい特許権に基づく侵害訴訟も相当数あったため、訴訟によらずとも早期に特許権を無効化できる手段として設

けられたのが、当事者系レビュー (Inter Partes Review: IPR) と付与後レビュー (Post Grant Review: PGR) である。2023年度は、IPRが1,209件請求されたのに対して、PGRは30件しか請求されていないなど、IPR偏重の傾向があるため、図9ではIPRの請求件数のみ掲載している。PTABにおけるレビューによって特許権が失われるリスクが生じたことは、濫用的な訴訟提起者に心理的な圧力を与えたのではないかと考えられる。

特許訴訟件数に大きな影響を及ぼしたと考えられるもう1つの要因は、訴訟提起者に対して弁護士費用の敗訴者負担リスクが生じたことである。2014年に判決が下された2つの最高裁判所事件 (Octane Fitness v. ICON Health & Fitness, Highmark v. Allcare Health) により、裁判所が裁量で敗訴者に弁護士費用の一部負担を求めやすくなったといわれている。特許権者が非実施主体である場合、被告となる実施者は証拠提出などの負担で圧倒的に原告よりも不利であり、多額の訴訟費用を要するため、解決金を支払って和解に応じるケースがある。しかし、被告側が勝訴した場合に訴訟費用の負担が原告に移り得るとなれば、特許権者側は、そのリスクを考慮して慎重になり、訴訟提起をやめるかもしれない。

特許訴訟に関して話題となるもう1つのトピックは、裁判地の選択、いわゆるフォーラムショッピングである。まずは、図10に示される連邦地方裁判所別の特許訴訟提起件数を確認したい。

図11 連邦地方裁判所別の特許訴訟提起件数の推移 (2023年度の件数上位のみ)



大きな変化があったのは、特許権者に対して有利な判断が出やすいといわれているテキサス州東部地区への訴訟提起件数である。2015年度をピークに

2 <https://portal.unifiedpatents.com/litigation/caselist>

大きく減少した原因の1つは、最高裁判所で争われたTC Heartland事件であると考えられている。この判決により、侵害行為で訴えられた者が事業拠点などを有しない地域での訴訟提起ができなくなったため、テキサス州東部地区への一極集中が弱まった。

2019年頃からは、テキサス州西部地区への訴訟提起件数が増加している。これは、同地区Waco支部に特許訴訟を提起すると、同支部唯一の裁判官であるAlbright判事が担当することになり、特許権者に有利な判決が出やすいとの分析があったためである。これを受けて、テキサス州西部地区は、2022年7月からWaco支部に提起された事件であっても、同地区の12名の裁判官に無作為に割り当てる運用を始めた。これにより、2023年度の同地区への訴訟提起件数は大きく減少している。

デラウェア州地区は、多くの企業が登記を行っていることなどもあって特許訴訟の裁判地として常に上位にあった。しかしながら、直近の2023年度の訴訟提起件数は、大きく減少している。これは、同地区への特許訴訟において、2022年4月から、裁判当事者が第三者からの資金提供を受けている場合には、その旨を開示しなければならなくなったことが一因であると考えられている。

裁判地選択に関する状況変化の他にも、米国の経済状況の変化など様々な背景事情があり、米国での特許訴訟件数は大きく揺れ動いている。訴訟対応に

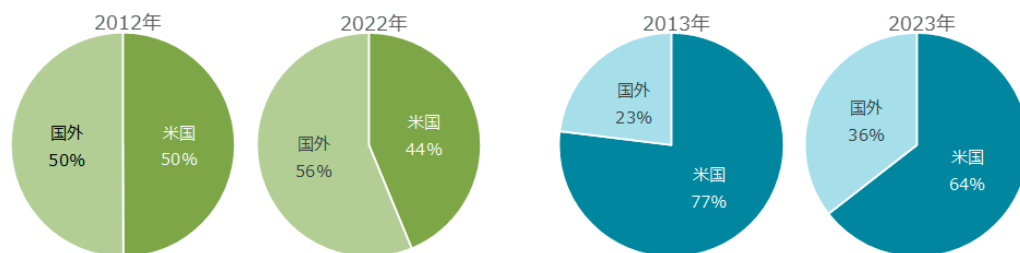
は大きなコストを支払う必要があるため、近年の訴訟件数の減少が濫用的な権利行使の減少によるものなのであれば、米国としても好感すべきなのではないかと考えられる。

3. おわりに

10年間の統計情報を眺めてみて、特に印象深かったことは、米国外からの出願の増加である。特許出願の統計情報では2023年度の統計値が提供されていないため、2012年度と2022年度とを比較すると、2012年度は内外比が1:1であったのに対して、2022年度には米国外からの出願の方が優勢となっている。また、商標出願でも、米国外からの出願割合が大幅に増加している。

知的財産制度は、研究開発などへの投資を回収し、さらなる産業発達に必要な制度であると考えられている。米国は知的財産を手厚く保護することで国際的な競争力を高めてきた側面があるが、その一方で、濫用的な特許権の行使といった問題もあり、その修正に取り組んできたのが直近の10年であると感じられる。米国の知的財産政策に対する基本的な姿勢は今後も変わらないと思うものの、米国内の特許権の過半数が米国外の企業などが所有するものとなった場合に、米国がどのように知的財産政策のかじ取りを行うのかは興味のあるところである。

図12 米国内外からの特許出願（左図）と商標出願（右図）の10年間での変化



蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐（基準企画班長）、総務課長補佐（法規班長）、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。